

# 第5章

# 資料編

---

- I 用語解説
- II 関連の深い県計画一覧
- III 計画の策定経過
- IV 第2期広島県地域福祉支援計画  
策定委員会[委員名簿]

# I 用語解説

	用語	解説	ページ
あ行	アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも、自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法。	45
か行	矯正施設	犯罪をした人等を収容し、改善更生を行うための処遇を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院がある。	41,43,45 ほか
	ケアラー	家族や身近な人に対して、無償で、介護、看護、日常生活上の世話等を行っている人。子供や若者の介護者は、ヤングケアラーと言う。 介護等を通じて家族等との大切な時間を共有する一方で、何らかの形で身体的、精神的、経済的な負担を引き受ける場合があるとされている。	6,38,39
	刑事施設	矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所及び拘留所を総称したもの。	41
	権利擁護	人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など弱い立場にある人々の意思が尊重され、人権侵害(財産侵害や虐待など)が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うこと。	18,46,47 ほか
	権利擁護支援の地域連携ネットワーク	各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。	46
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目的に、保健師等を配置して妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との連携調整、支援プラン等の作成を行う機関。	34
	個別避難計画	災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)が、いつ・どこに避難するか、誰が支援するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載した、避難行動要支援者ごとに作成する避難計画。	32,33
さ行	災害派遣福祉チーム(DWAT)	県内外で地震や台風等による大規模災害が発生した場合において、避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害防止のため必要な福祉支援を行うための専門チーム(DWATはDisaster Welfare Assistance Teamの略)。	32,33

	用語	解説	ページ
さ 行	災害福祉支援ネットワーク	平時から、災害時における高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人への福祉的支援体制の充実や連携体制の構築に向けた検討を行うネットワーク。県、県社会福祉協議会及び関係団体で構成され、災害時には、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣及び活動に関する連絡調整を行う。	32,33
	サロン	住民自らが開設した、誰でも気軽に参加できる場所。高齢者や障害者に、外出や人とのふれあいの機会を提供するとともに、緩やかな見守りや相談、ちょっとした助け合いを行う機能を果たしている。	23,36
	市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。	46,47
	社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに、周囲の人々から気付かれず、支援につなげにくい状態にあること。	24,38
	社会福祉協議会	社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉法人。	7,9,15 ほか
	社会福祉施設	高齢者や子供、障害のある人に福祉サービスを提供する施設。これらの人が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的とする。	52
	(障害者)基幹相談支援センター	障害のある人やその家族の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を実施する。また、相談支援事業者に対する指導や助言、関係機関の連携強化への取り組みも実施する。	34
	(障害者)相談支援事業所	障害者総合支援法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人一人の課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。	34
	小地域福祉活動	地域住民にとって身近でなじみのある圏域(自治会域や小学校区などの徒歩エリア)で、住民同士が支え合い、助け合う活動。ふれあいサロン活動(居場所づくり)や見守り活動、生活上の簡単な手助けを行う生活支援活動(助け合い)などが広がっている。	23,24
	身上保護	生活、療養看護に関する事務。具体的には、本人宅への定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け施設等への入退去に係る手続きなど。	47
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。防災対策を進める上で重要とされる、自助(自らが自分を守る)、公助(消防など行政が働く)と並び、住民が互いに助け合う「共助」の要とされる。	32,33	

	用語	解説	ページ
さ 行	若年性認知症	65歳未満で発症した認知症の総称。18～39歳を若年期認知症、40～64歳を初老期認知症と区分することもある。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因は様々。	29,30,31
	生活困窮者自立支援制度	平成27(2015)年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。	40
	(生活困窮者)自立相談支援機関	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、個別の支援計画の作成や就労支援など、相談者に寄り添いながら、自立に向けた伴走型支援を行う機関。	34,42,44
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人。	24,36,37 ほか
	生活福祉資金(貸付制度)	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。	40,42,44
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が、日常生活等において不利益を被らないよう、本人の権利と財産を守り、本人を支援する制度。後見、保佐、補助、任意後見の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。	18,46,47 ほか
	セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安心や安全を提供する仕組み。	2,4,6 ほか
	専門職	地域の保健・医療・福祉等に関する専門的知識をもつ職員。 [一例] ・地域包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等 ・介護サービス従事者 ・(障害者)相談支援事業所の相談支援専門員等 ・社会福祉協議会の個別支援・地域支援担当職員等(福祉活動専門員等) ・医師、看護師	2,6,7 ほか
た 行	ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。	2,4,9 ほか
	地域活動支援センター	障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通所により創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進などのサービスの提供をする施設。	26,27
	地域公益活動	社会福祉法人に求められる、「社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される」、「日常生活・社会生活上の支援を必要とする人に対する」、「無料・低額な料金で提供される」の3要件をすべて満たす福祉サービス。	26

	用語	解説	ページ
た 行	地域生活定着支援センター	高齢や障害を有するなどの理由により、矯正施設退所後、福祉的支援を必要とする人に対して、保護観察所等と協働して福祉サービスなどを利用できるように支援する機関。	41,43,45
	地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。平成18(2006)年度に創設され、市町又は社会福祉法人など市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事する。	31,34,38 ほか
	地区社会福祉協議会 (地区社協)	地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携しながら解決に向けて協議し、誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを目指す、地域住民主体の活動組織団体。	23
な 行	認知症	アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患(特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、うつ病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患は除く。)により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態。	4,23,28 ほか
	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする人。市町村や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要。	28,29,30
は 行	8050問題	長期間の引きこもりなどにより、50歳代前後の子供を、80歳代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題。	2,4,9 ほか
	被災者生活サポートボランティアセンター (災害ボランティアセンター)	災害時の「共助」(被災者生活サポートボランティア活動)をすすめるために協働するネットワーク。県社会福祉協議会、県や日本赤十字社広島県支部をはじめとする関係機関・団体が後方からの支援体制を迅速に備え、人材、財源を投入していくことを目的としている。	24,25
	避難行動要支援者	高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。	32,33
	福祉サービス第三者評価	社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業。社会福祉事業の経営者が、福祉サービスを提供するに当たり、最低基準等を遵守した上で、更なるサービスの質の向上に向けた自主的な取組を促進するとともに、その結果を公表することにより、利用者のサービス選択を支援することを目的としている。	52,53

	用語	解説	ページ
は 行	福祉サービス 利用援助事業 (かけはし)	認知症や障害等により、一人で物事を決めることが不安な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を手伝い、安心して暮らせるように支援する事業。	46,47
	福祉避難所	高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者のための避難所。介助や相談などの支援、手すりや仮設スロープの設置など、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備されている。	32,33
	ペアレント・ トレーニング	発達障害のある(または疑いのある)子供を持つ保護者等が子供の特性を踏まえた具体的な対応方法を身に付けることで、子供の適応行動を増やし、子育ての負担の軽減が可能になることを目指し開発された手法。	40,42,44
	ペアレント メンター	発達障害の子供を持つ保護者等であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対して心のサポートを行う人。県が開催するペアレントメンター養成研修を受講した人が任命される。	40,42,44
	ボランティア センター	ボランティア活動に関する相談窓口、ボランティア活動への参加を促すための情報収集・提供、研修会の開催、関係機関等との連携など、ボランティアに関する拠点としての活動を行う組織。	23,24,25
ま 行	民生委員・ 児童委員	民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民間の奉仕者。社会福祉増進のため、地域住民の生活状況の把握や、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用できるよう必要な情報提供、関係機関への連絡などの支援を行う。	9,15,23 ほか

## II 関連の深い県計画一覧

計画名	計画期間
いのち支える広島プラン(第3次広島県自殺対策推進計画)	令和5(2023)年度～ 令和9(2027)年度
広島県健康増進計画 健康ひろしま21(第3次)	令和6(2024)年度～ 令和17(2035)年度
広島県困難な状況にある女性の支援計画	令和6(2024)年度～ 令和7(2025)年度
広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～	令和3(2021)年度～ 令和7(2025)年度
広島県障害者プラン(第5次)	令和6(2024)年度～ 令和11(2029)年度
広島県人権啓発推進プラン(第5次)	令和3(2021)年度～ 令和7(2025)年度
ひろしま高齢者プラン(第9期)	令和6(2024)年度～ 令和8(2026)年度
ひろしま子供の未来応援プラン	令和2(2020)年度～ 令和6(2024)年度
ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)	令和3(2021)年度～ 令和7(2025)年度
わたらしい生き方応援プランひろしま (広島県男女共同参画基本計画(第5次))	令和3(2021)年度～ 令和7(2025)年度

50音順(令和6(2024)年3月時点)

### Ⅲ 計画の策定経過

#### 1 策定経過

日程	概要
令和4(2022)年10月24日	第1回第2期広島県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画検討資料 ・実態調査[実施概要及び調査速報]
令和5(2023)年1月13日	第2回第2期広島県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画策定に向けた課題の整理 ・実態調査[調査速報]
令和5(2023)年3月13日	第3回第2期広島県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画骨子案 ・実態調査[調査速報]
令和5(2023)年3月28日	広島県社会福祉審議会 ・計画骨子案 ・実態調査[調査速報]
令和5(2023)年8月28日	第4回第2期広島県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画素案
令和6(2024)年2月8日	第5回第2期広島県地域福祉支援計画策定委員会 ・計画素案
令和6(2024)年2月14日	県議会生活福祉保健委員会における集中審議 ・計画素案
令和6(2024)年1月22日～ 令和6(2024)年2月22日	県民意見募集(パブリックコメント)の実施 ・計画素案
令和6(2024)年3月12日	広島県社会福祉審議会 ・計画素案

#### 2 県民意見募集(パブリックコメント)の概要

実施期間	令和6(2024)年1月22日～令和6(2024)年2月22日
公表場所	県ホームページ、県行政情報コーナー、 県地域共生社会推進課、厚生環境事務所・保健所(支所)
公表資料	第2期広島県地域福祉支援計画素案の概要 第2期広島県地域福祉支援計画素案
意見の提出方法	郵便、ファックス、電子メール
意見の件数	1名 1件

## IV

## 第2期広島県地域福祉支援計画策定委員会[委員名簿]

区 分		所 属	職 名	氏 名
学識経験者		広島県公立大学法人県立広島大学	教 授	金子 努
当事者・ 家族の会		公益社団法人認知症の人と家族の会 広島県支部	副代表	鈴木 千賀子
		特定非営利活動法人青少年交流・ 自立・支援センターCROSS	代 表	齋藤 圭子
市 町		尾道市福祉保健部社会福祉課	課 長	[~令和5(2023)年3月] 藤原 政己 [令和5(2023)年4月~] 水田 章治
		安芸太田町健康福祉課	主幹兼福祉 事務所長	佐々木 文義
支援の担い手・ 拠点	相 談 機 関	広島県地域包括ケア推進センター	次 長	藤原 薫
		広島県障害者相談支援事業連絡協議会	会 長	森木 聡人
	専 門 職	広島弁護士会 特定非営利活動法人反貧困ネットワーク広島	弁 護 士 理 事	寺本 佳代
		公益社団法人広島県社会福祉士会	会 長	三上 和彦
		一般社団法人広島県介護支援専門員協会	副会長	望月 マリ子
	施 設	広島県社会福祉法人経営者協議会	会 長	本永 史郎
地域活動等 支援		社会福祉法人広島県社会福祉協議会地域福祉課	課 長	河内 広行
		社会福祉法人三原市社会福祉協議会 地域福祉課	課長兼三原 地域センター長	吉川 征司
		広島県民生委員児童委員協議会	会 長	佐藤 裕幸
		特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター	理 事	増田 勇希
		広島県自治会連合会	会 長	大原 博
県		広島県健康福祉局	局 長	[~令和5(2023)年6月] 木下 栄作 [令和5(2023)年7月~] 北原 加奈子

※敬称略。所属及び職名は令和6(2024)年3月時点。